

# 高知県教育委員会 会議録

平成21年8月臨時委員会

場所：教育センター分館大講義室

## (1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成21年8月31日(月) 9:30

閉会 平成21年8月31日(月) 17:00

## (2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	河田 耕一
	委員	小島 一久
	委員	宮地 彌典
	委員	久松 朋水
	委員	北添 紀子
	委員(教育長)	中澤 卓史
欠席委員		なし

## (3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	東 好男
〃	教育次長	池 康晴
〃	小中学校課長	永野 隆史
〃	特別支援教育課長	渡辺 豊年
〃	県立安芸中学校長	森 暁
〃	県立高知南中学校長	垣内 守男
〃	県立中村中学校	山崎 澄夫
〃	教育センター所長	藪内 末廣
〃	小中学校課学校教育第一チーフ	小田 通
〃	小中学校課指導主事	明石 芳文
〃	小中学校課指導主事	須内 康雄
〃	小中学校課指導主事	隅田 哲正
〃	小中学校課指導主事	久保田 功
〃	小中学校課指導主事	宮崎 宏司
〃	スポーツ健康教育課指導主事	池添 三紀
〃	教育センター指導主事	西岡 利恵
〃	教育センター指導主事	三木 守
〃	教育センター指導主事	照屋 文彦
〃	教育センター指導主事	藤原 美智

”	東部教育事務所指導主事	仙頭 奈津実
”	特別支援教育課学校教育担当チーフ	川村 泰夫
”	教育政策課企画調整担当チーフ	竹村 朱美
”	教育政策課主幹	田中 健

#### (4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

##### 【冒頭】

委員長 8月臨時委員会を開催する。

教育長 (提案説明)

##### 【付議第1号 県立中学校において使用する教科用図書の採択に関する議案(小中学校課)】

- 小中学校課長より採択の仕組みについて説明
- 選定資料について説明
  - ・国語・書写(小中学校課須内指導主事)
  - ・質疑

教育長 事務局	資料3の「選定資料」はいつ、どのように作ったものか。 前回(平成17年度)の採択の際に作成したものについて、見直すべき点を見直したもの。
教育長 事務局	この後、どのように進めていくのか。 選定資料の説明の後、各学校が採択を希望する教科書について説明があり、そのうえで議決をいただくこととなる。
委員長	(国語に関連して)論理的に文章を書く力が弱いように思う。これは教科書ではなく、学習指導要領上の問題と考えるが。
委員 事務局	古典の取扱いは教科書によって濃淡はあるか。 学習指導要領で基準があり、特に差はない。
委員	教科書全般について、イラスト等が多すぎやしないか。
委員	以前よりそういう指摘があった。最近落ち着いてきている。
委員 事務局	「書道」ではなく「書写」となる理由は何か。 私見だがその道のプロを育てる趣旨ではないことからと思う。
教育長 事務局	資料3に記載の「選定基準」とは県立中学校のみのものか。 ここでいう「選定基準」とは選定資料作成にあたっての調査方針である。
教育長 事務局	県教委としての「選定基準」がないと選定、採択は困難では。 選定審議会で基準を定めるということが決まっている。
委員	例えば国語科であれば資料3の2pに5つの基準が示されているがそれ以外に(基準が)あるか。
事務局	検定を通ったものがこの5つである。

委員	それでは「選定」とはならない。
教育長	検定を通った中から、各学校どれが良いかを調査しているのでは。
委員長	県教委として、どこを伸ばすかという視点は考えなければならない。
委員	「選定基準」と「検定基準」似通ったもののはず。また、教科書の選び方でもって何らかの特徴を出すのは難しい。
委員長	資料3「総合所見」欄、内容的な特色がもっと書かれてあれば良い。
委員	体裁やレイアウトでしか差をつけられない部分はある。高校ではレベルにより特色だせるが義務教育はその点、難しい。

- ・ 社会（地理、歴史、公民）、地図（小中学校課隅田指導主事）
- ・ 質疑

委員	社会の授業時間はどれぐらいか。
事務局	現行は1年105時、2年105時、3年85時間。本県は1年地理、2年歴史という学校が多かったが、新学習指導要領では、学年の時間数と分野の時間数が異なるため、1,2年は地理・歴史を並行学習しなければならなくなる。
委員	ちなみに新要領では地理120時、歴史130時、公民100時。
委員	2つの教科を学年をまたがって教えるのは、担当教師が変わることから生徒にとってはマイナスもある。
事務局	現在、都道府県名を全部覚えなくてもよいと聞いたが。現行の指導要領が知識注入より調べ学習中心という点はある。新要領では、小6で47都道府県名を学習することとなる。
事務局	歴史について。中学校では世界史に触れられていないようだが。現在は日本史と深く関係のある一部分のみ。新要領では世界史がもう少し充実される予定。

- ・ 数学（小中学校課久保田指導主事）
- ・ 理科（東部教育事務所仙頭指導主事）
- ・ 外国語（英語）（小中学校課宮崎指導主事）
- ・ 音楽（教育センター西岡指導主事）
- ・ 美術（教育センター三木指導主事）
- ・ 技術（教育センター照屋指導主事）
- ・ 家庭（教育センター藤原指導主事）
- ・ 保健体育（スポーツ健康教育課池添指導主事）

○ 小中学校課長より団体からの要望等紹介

・ 質疑

委員長	ご紹介いただいたが、いずれにしても厳正に選定するものである。
事務局	さきほどの数学の選定資料について質問。学力状況調査結果で課題があるとされる、「応用力」に力を入れている教科書はあるか。
	あまり濃淡はない。ただ、携帯電話の料金体系などを活用した、実生活に関連した発展問題は全ての教科書で取り入れられている。

○ 県立中学校からの調査報告及び希望図書の説明

・ 質疑

教育長	県立中のなかで使用する教科書の会社が変わったところはあるか。
事務局	南中において歴史的分野を変えている。
教育長	2年後に再度採択があるが、変更する理由は。
事務局	日本の歴史と世界の歴史が上手くリンクしているため。
委員	(使用する教科書について) 県立3中で統一するようすり合わせはできないか。
事務局	学校の実情に応じてチョイスするのが採択の趣旨。また、高校への円滑な接続という観点もある。
委員	高校の状況も3校とも異なり、それを考慮しているかと思う。
委員	学校の自主性を尊重したうえで、3校の教育成果を高め合うよう教科書を共通するのも検討されればよい。
事務局	教員は相当の覚悟でその学校に合う教科書を選んでいる。使用する教科書の統一ありきでは、3校の特質が失われる危険性はある。
委員	3校の採択、3校に任せるというスタンス。教科書にあまり大きな差はないと考えるが、3校は計画的な指導でもって見本を示していただいたい。
委員長	選定のやり方、形式的な部分がある。教科研究は重要であり、(教科書の採択を) そのとっかかりとするためにも、より実質的な議論ができるよう今後検討できればと思う。
教育長	何を意思決定しようとしているか不明。議決すべき議案は学校が希望する案となるのか、事務局として議案を整理して提案すべき。また、各校、希望する理由をもう少し詳細に説明してもらいたい。

○ 採択

委員長 採択は、各教科・種目ごとに行っていきたい。例えば、最初の国語であれば、安芸中学校の国語はこの教科書、高知南中学校の国語はこの教科書、中村中学校の国語はこの教科書というように決めていきたいと思う。進め方についてはこうした形でよろしいか。

各委員 異議なし

委員長 それでは、そのように進めることとする。

(以下、各教科・種目ごとに以下のとおり採択)

- ・国語 各校が希望する教科書を採択することについて全員賛同の挙手
- ・書写 同上
- ・地理 同上
- ・歴史 同上
- ・公民 同上
- ・地図 同上
- ・数学 同上
- ・理科第1分野 同上
- ・理科第2分野 同上
- ・音楽 同上
- ・美術 同上
- ・保健体育 同上
- ・技術家庭 同上
- ・外国語(英語) 同上

委員長 以上で、付議第1号の審議を終了する。

【付議第2号 県立特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科用図書の採択に関する議案（特別支援教育課）】

- 特別支援教育課長説明
- 質疑

	（事務局より文部科学省著作教科書について説明）
委員	中学校用の教科書を使用している例はあるか。
事務局	知的障害のない子どもは使用することとなる。現在いるのは重複障害の子どものため、使用していない。
委員長	技術家庭で視覚障害、肢体不自由のものはあるが、聴覚障害の場合はどうなるか。
事務局	著作教科書としては3種類しかない。この場合、検定教科書を使用することとなる。
委員長	知的障害には色んなレベルの子どもがいるが、どのような指導をしているか。
事務局	教科書に難易度があり、これに応じて使用する。また、それを使えない場合は絵本などを使用している。
委員	肢体不自由と聴覚障害の児童生徒は、知的障害がなければ検定済教科書を使うこととなっているが、資料別表1（検定済教科書採択一覧）において、各教科、障害の種別によって異なる教科書が記載されているのはどうしてか。
事務局	資料「検定済教科書調査研究資料」2pのとおり、障害の種別によって調査項目が異なるため。
	（事務局より検定済教科書について説明。）
委員	（肢体不自由の調査項目から）レベルにもよるが、肢体不自由の方がコンピューターを使いこなすのは重要ではないか。
事務局	実態に応じて取り入れている。教科指導よりも自立活動の中で行っている。
	（事務局より一般図書及び一般図書（絵本）について説明）
委員	今回新たにあがってきた一般図書はあるか。
事務局	今年度要望があがってきたのは1冊のみ。
委員	生徒ごとにこの採択された中から合ったものを渡すことになるか。
事務局	最大で小学部で6冊、中学部で9部を渡すことができる。
委員長	それでは本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

(5) 議決事項

付議第1号、2号

原案のとおり議決

平成21年 月 日

委員長

署名委員